

ID: 38

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第189号		
<p><b>【根拠条文】</b> (指定の取り消し等)</p> <p>第9条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損失が生じても、町長等はその補償の責めを負わない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日